２．原材料の国産利用促進に向けた取組

2-1. 輸入依存度の高い穀物等の国際価格の推移

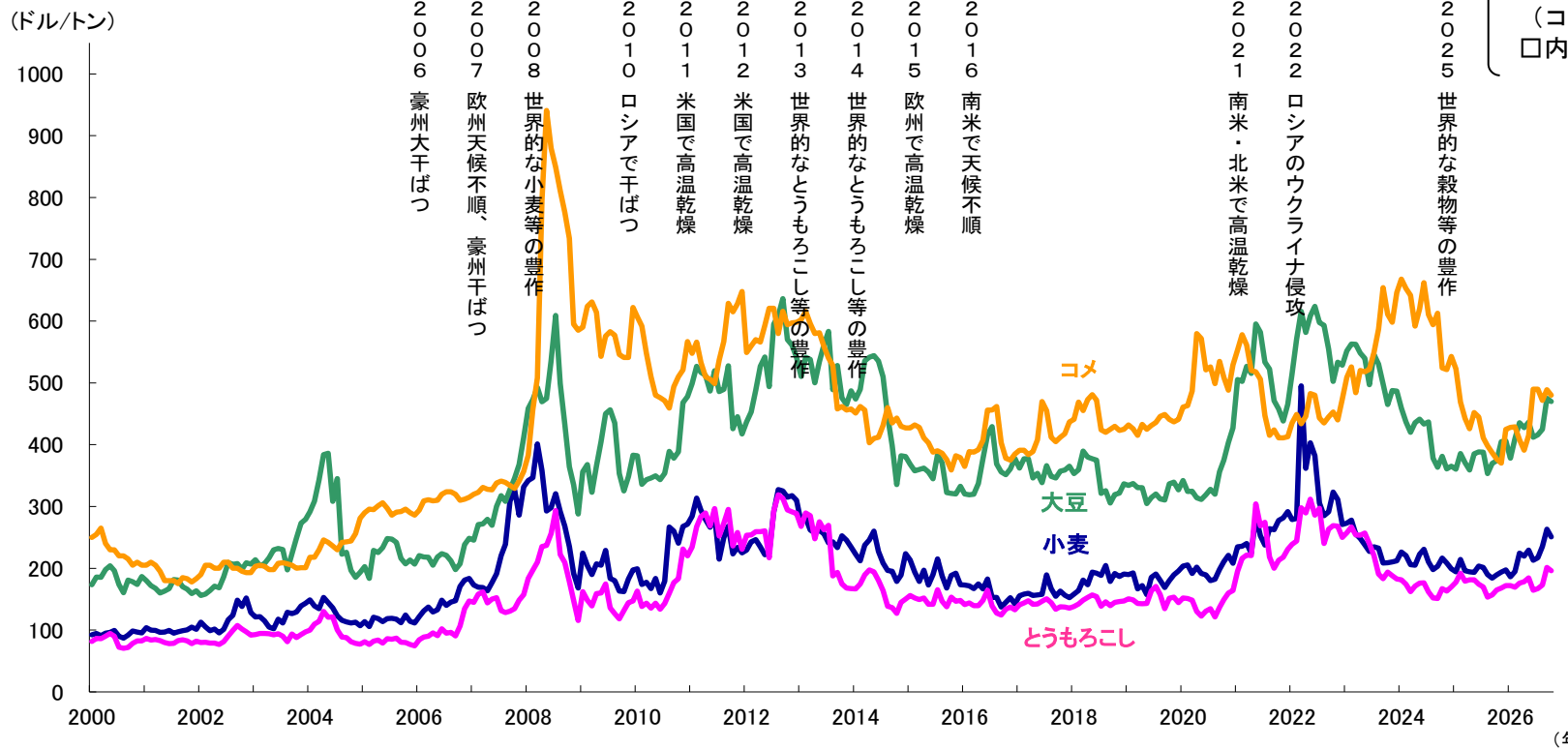
○　穀物等価格は、とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から下落。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥、2022年のロシアのウクライナ侵攻等により上昇も、侵攻前の水準まで下落。

・　とうもろこし、大豆は、ウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。とうもろこしは、2026年７月以降、ウクライナ情勢悪化等を受け上昇傾向。大豆は、中東情勢の緊迫化、中国の買付け等を受け上昇傾向。

・　小麦は、2022年、ウクライナ侵攻により史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。その後、2026/27年度米国産小麦の減産、ウクライナ情勢悪化等を受け上昇傾向。

・　コメは、2022年９月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、2024年以降、インドの輸出規制解除等を受け下落し、2026年5月以降、中東情勢の影響に加え、エルニーニョ現象の影響による次期作の見通しの不確実性を受け大きく上昇。

□　穀物等の国際価格の動向



2026年10月２日現在の価格。
（コメは９月30日現在の価格。）
□内は過去最高値。

コメ
480ドル
1,038ドル
(2008.5.21)

大豆
469.7ドル
650.7ドル
(2012.9.4)

小麦
251.0ドル
523.7ドル
(2022.3.7)

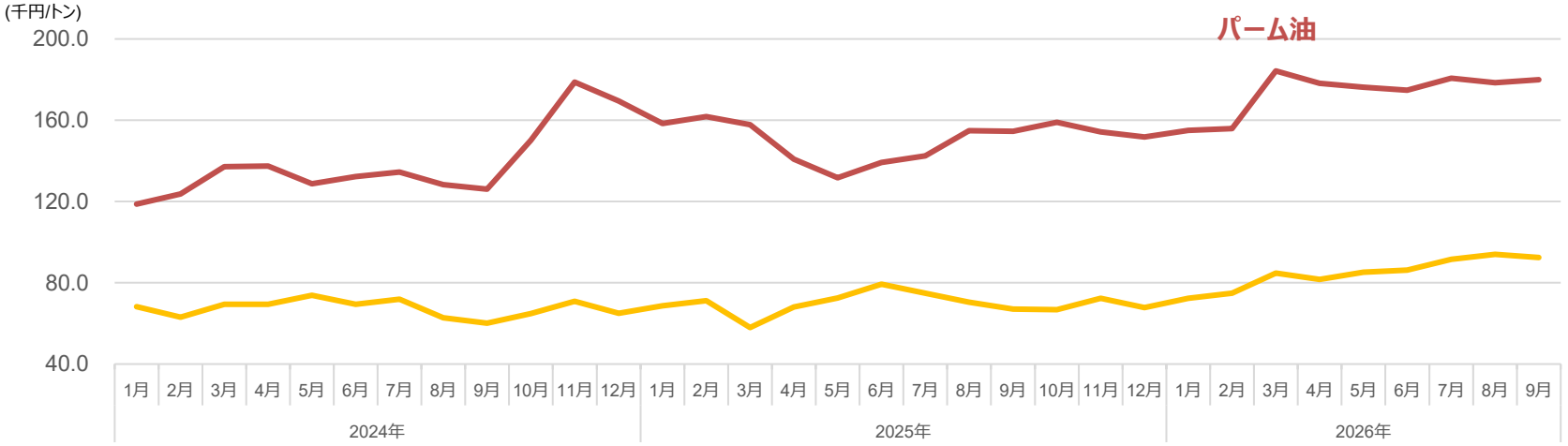
とうもろこし
196.0ドル
327.2ドル
(2012.8.21)

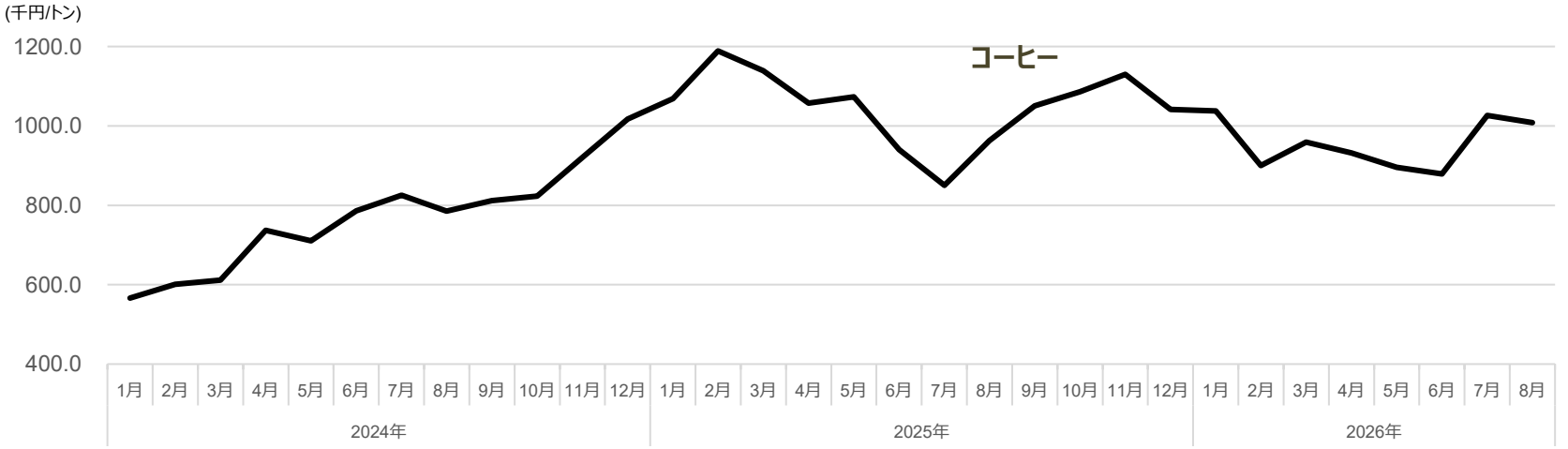
注１：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第１金曜日の期近終値の価格（セツルメント）である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第１水曜日のタイうるち精米100%２等のＦＯＢ価格である。なお、今月のコメは9月30日現在の価格。

注２：過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

2-2. 輸入原材料価格の動向

○　パーム油の直近の動きとして、中東情勢の影響による原油価格相場の高騰等から上昇している。９月の月央値は180.0千円/トンとなり、前月の月央値をやや上回り、依然として高い水準で推移している。
○　なたねの直近の動きとして、中東情勢の影響による原油価格相場の高騰等から上昇している。９月の月央値は92.4千円/トンとなり、前月の月央値をやや下回ったが、依然として高い水準で推移している。
○　コーヒーについては、2025年11月以降、供給見通しの改善を背景に下落傾向で推移している。2026年8月は、スーパーエルニーニョ発生への懸念等から月中旬に上昇したものの、天候良好による生産増加期待と供給余剰懸念を背景に月末にかけて反落。月間平均価格は前月とほぼ同水準となった。





□内は2024年1月以降の最高値。

パーム油
180.0千円/トン
184.3千円/トン
（2026.3）

なたね
92.4千円/トン
94.0千円/トン
（2026.8）

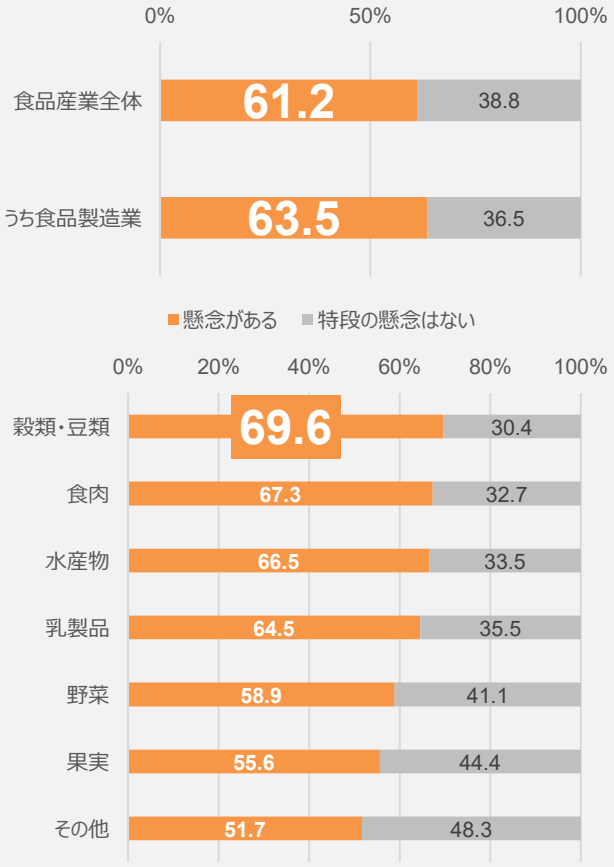
コーヒー
1008.0千円/トン
1188.8千円/トン
（2025.2）

※　なたねの国際価格についてはカナダウィニペグなたね市場の先物価格（期近物）の月央値を、パーム油の国際価格についてはマレーシアパーム油市場の先物価格（期近物）の月央値を使用し、為替レートから円に換算して算出。コーヒーの国際価格については国際コーヒー機関（ICO）の複合指標価格月次平均を用い、為替レートから円に換算して算出。

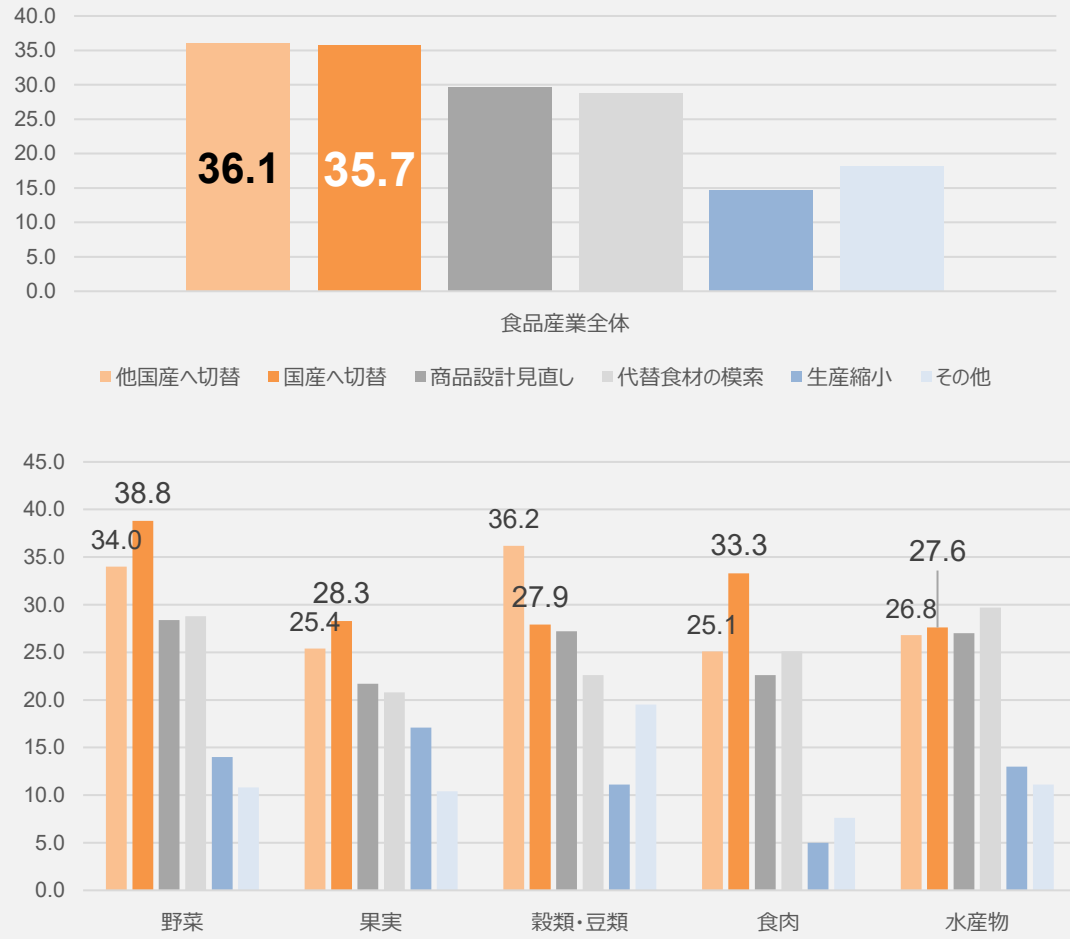
2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題①

① 外国産農林水産物の今後の調達について、食品産業全体・食品製造業の約６割が「懸念がある」と回答。 特に穀類・豆類が約７割と最も多い。
② 懸念があることへの対応策は、食品産業全体は「他国産への切替」が最も多く、次いで「国産への切替」となった。特に野菜・果実・食肉は「国産への切替」、穀類・豆類は「他国産への切替」が最も多い。

① 利用・調達している外国産農林水産物への懸念



② 懸念があることへの対応策

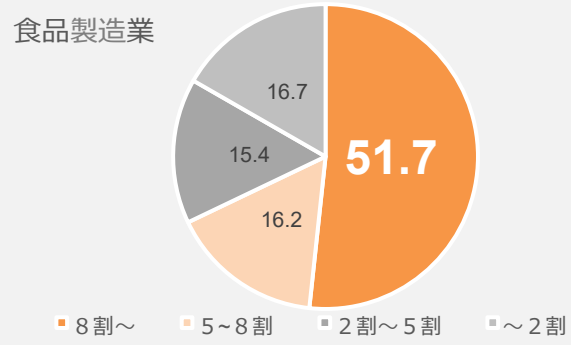


資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和６年7月）」より抜粋
※１ 「卵」はサンプル数が少ないため、「その他」に含めて集計
※２ 主に調達している品目を３つまで回答してもらい、それらのいずれかあるいはそれらすべてにおける、懸念の有無について質問。外国産農林水産物の調査に係る設問については以下同様。

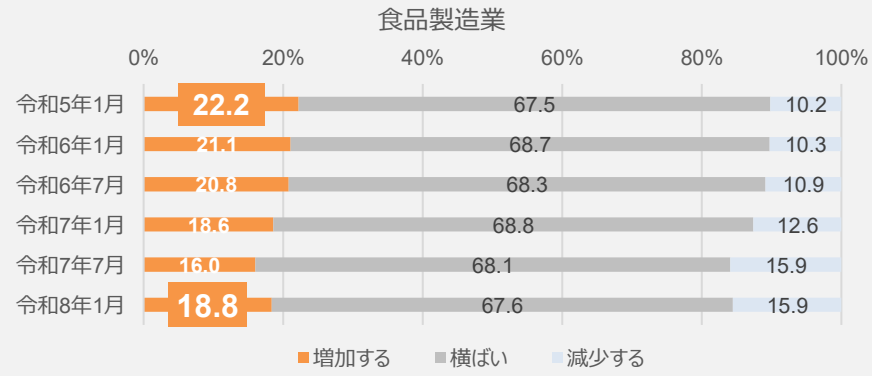
2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題②

③④ 食品製造業において、「原材料として使用している農林水産物の８割以上が国産である」と回答した割合が最も多い。一方で、国産農林水産物の今後の調達量については「増加する」と回答した割合が減少傾向にある。
⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題として、**「価格変動が大きい」、「十分な量を確保できない」**と回答した割合が高い。

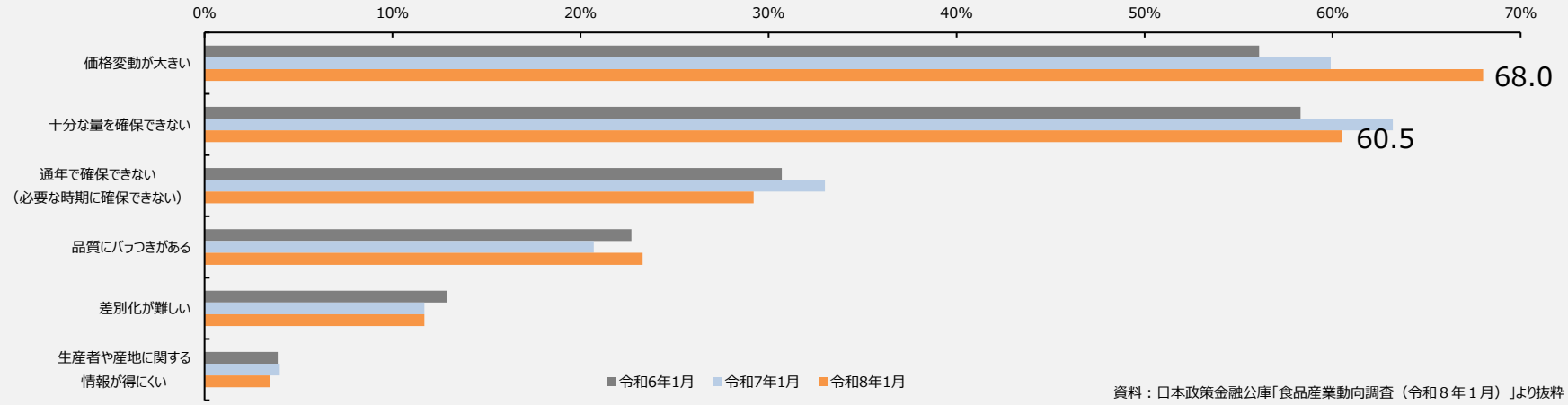
③ 原材料として使用している農林水産物のうち、国産が占める割合



④ 国産農林水産物の今後の調達量の増減



⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題



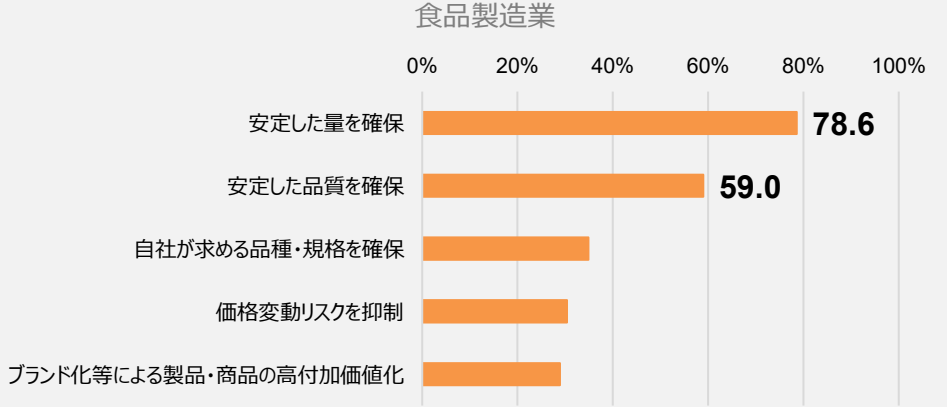
資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和８年１月）」より抜粋

○ 外国産の調達に懸念があるものの、国産の調達にも価格変動と量の確保の課題がある。

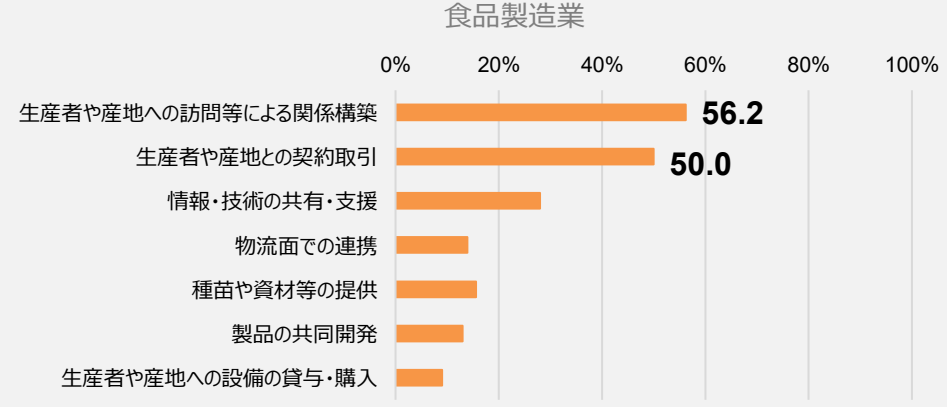
2-4. 生産者や産地との連携の取組み状況

①② 食品製造業において生産者や産地との連携する理由として、**「安定した量の確保」**および**「安定した品質の確保」**と回答した事業者の割合が最も高かった。また、産地連携に係る具体的な取り組みとしては、**「生産者や産地への訪問等による関係構築」**が最も多く、次いで「生産者や産地との連携取引」が多かった。
③ 生産者や産地との連携にあたっての課題としては、**「供給量が不安定であること」および「自社の人材不足」**と回答した割合が高かった。

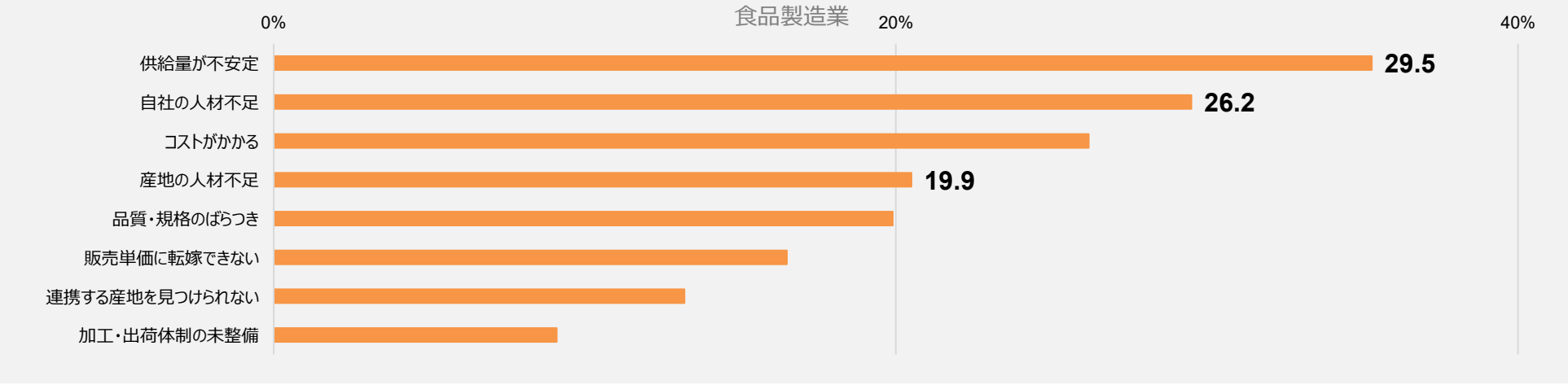
① 産地連携に取り組む目的



② 食品製造業者における産地連携の取組状況



③ 食品製造業者における産地連携の課題



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査 特別設問「生産者や産地との取組みに関する調査」（令和８年１月）」より抜粋

2-5. 持続的な食料システム確立に向けた取組

【国産原材料を安定的に調達する】
○食品企業が起点となり、産地との信頼ある連携を構築。原材料調達リスク下でも必要な原材料を確保できる仕組みを目指す。
【国の支援制度を柔軟に組み合わせて活用することにより産地との連携を強化する】
○産地連携フォーラムで学び/出会い、補助事業で取り組み、農林水産大臣による認定で信頼力を強化。

課題

食品企業

○ 輸入原材料価格の高止まり
○ 国際的な購買力の低下に伴う供給不安
といった原材料調達リスク



▶国内原材料の重要性の高まり

食品企業と産地とが連携した食料システムの強靭化が必要

▶国産原材料の安定的な供給

産地

○ 高齢化等による人手不足
○ 気候変動による収穫量の減少等
といった生産リスク



産地との連携強化

産地連携フォーラム（学びの場・ネットワーク）

✓気軽に無料で参加
✓同じ悩みをもつ事業者との交流・仲間づくり
✓優良事例の紹介
✓産地連携を後押しするオンラインセミナーへの参加



補助事業（設備投資・新商品開発等）

✓産地との連携を踏まえた自社への設備投資
・上限２億/産地支援を行う場合は上限３億円、1/2補助
・製造ラインなどが対象（建屋は対象外）
✓産地との信頼関係強化
✓優良事例として紹介

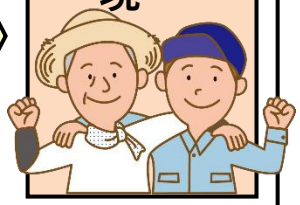


農林水産大臣による事業計画の認定（信頼力強化）

✓経営支援
・公庫・長期低利融資
・建屋も含む広範囲な設備投資に対する税額控除 等
✓研究開発
・農研機構による研究開発設備等の供用



食料システムの強靭化による持続的かつ安定的な原材料調達の実現



産地との連携に資する理解醸成

産地連携フォーラムとは

食品事業者と生産者を中心とした広域的な連携を支援します

互いを知り、互いを支える“産地連携フォーラム”へ参加し、
“国産原材料の安定調達”や“農産物の販売先確保”などに取り組んでいきましょう！

現状の課題





食品事業者

- 気象問題等による取引価格や調達量の変動
- 輸入価格の変動
- 農業生産の技術的知識への不安
- 産地との交渉に自信がない
- フィールドパーソンの不在

生産者

- 加工用農産物への知識や不安
- 人手不足
- 設備整備が困難
- 契約栽培の買取価格や数量など条件面が不安
- 収穫量の安定と産地内の体制づくりが困難　など

産地連携フォーラムの形成で解決！



産地連携の知識・経験





研究機関

研究開発や技術情報

原材料の生産に向けた機械等の活用



農業機械メーカー



種苗業者

加工向け品種や育成技術

産地連携のメリット

食品事業者のメリット



- 事前に取決めできる**契約栽培**による、より安定した原材料調達
- 歩留り等の加工向け品質の向上を目的とした**新品種・品種改良**
- 食品製造向けに加工しやすいよう改良された**加工用原材料**
- 原材料の安定した成育に必要な研究機関等による**専門知識**

生産者のメリット



- 先が見込めることで、より安定した供給につながる**契約栽培**
- より多くの収穫を見込める、単収増加の**新品種・品種改良**
- 限られた労働力で、省力化が見込める**加工用原材料**
- 研究機関等による**専門知識**が新たな作物への挑戦を支援

大学や研究機関のメリット

新たな品種や栽培データ等の「専門知識」を生産現場で活用することによる、栽培データの取得や現場実習の実施

種苗メーカーのメリット

生産者や食品事業者の双方が求める「品種改良」「新品種」の試験栽培を実現

機械メーカーのメリット

生産現場の省力化に向けた機械開発や機械投入

2-6. 持続的かつ安定的な原材料調達の実現（産地連携の取組）

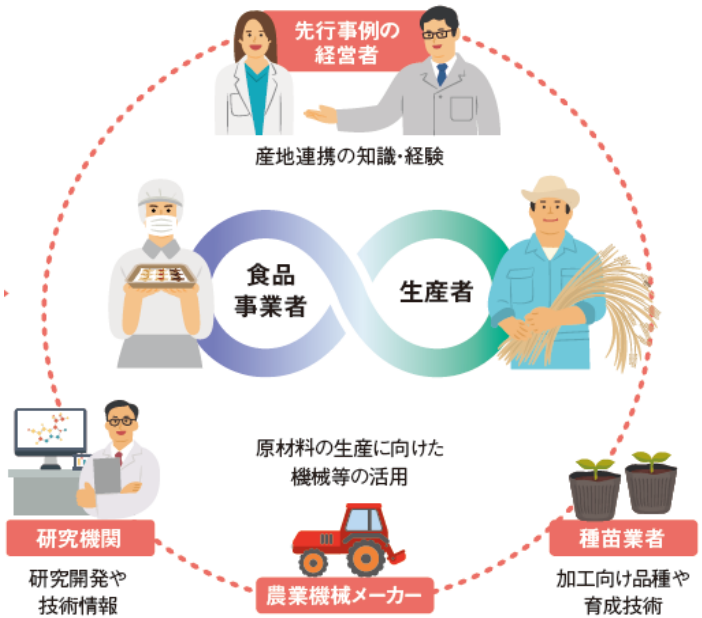
国産原材料の長期的・安定的な調達に向けた供給課題の解決に必要な知識・ノウハウ

✓**契約栽培等**による、より安定した原材料調達と新たな契約産地の形成　✓契約栽培を成功させる**これまでと異なる生産者との関り方**

✓品種・気候を見極めた産地との**長期的なパートナーシップ**の構築　✓原材料の安定した成育に必要な研究機関等の**専門知識の活用**

「産地連携」に関わる関係者で連携促進

種苗メーカーや農業機械メーカー等の関係者を巻き込みながら「産地連携」を進め、食品事業者と生産者の枠を超えた新たな連携プロジェクトの組成を図る。



オンラインセミナーの実施例（令和7年度）

先進的な取組を行う食品企業・生産者を講師に招き、戦略的に産地との連携を行っている調達事例を、重要テーマとして深掘りするセミナーを開催。

「新たな産地の戦略的な開発」

高千穂郷・奥阿蘇地域において、国産干し椎茸生産者の農閑期を活用し、国産山椒の調達ルートの戦略的な開発と確立を目指す「山椒の産地形成プロジェクト」の事例から、**新たな産地を見つけるヒント**を提供。

「加工用原材料のための長期契約栽培の秘訣」

契約栽培による収入の安定が期待される加工用トマトについて、取組事例を紹介。加工用トマト業界の事例から、加工事業者から積極的に提案し、**継続して産地形成に取り組む秘訣**を学ぶ。

「気候変動を考慮した産地形成とパートナーシップ構築」

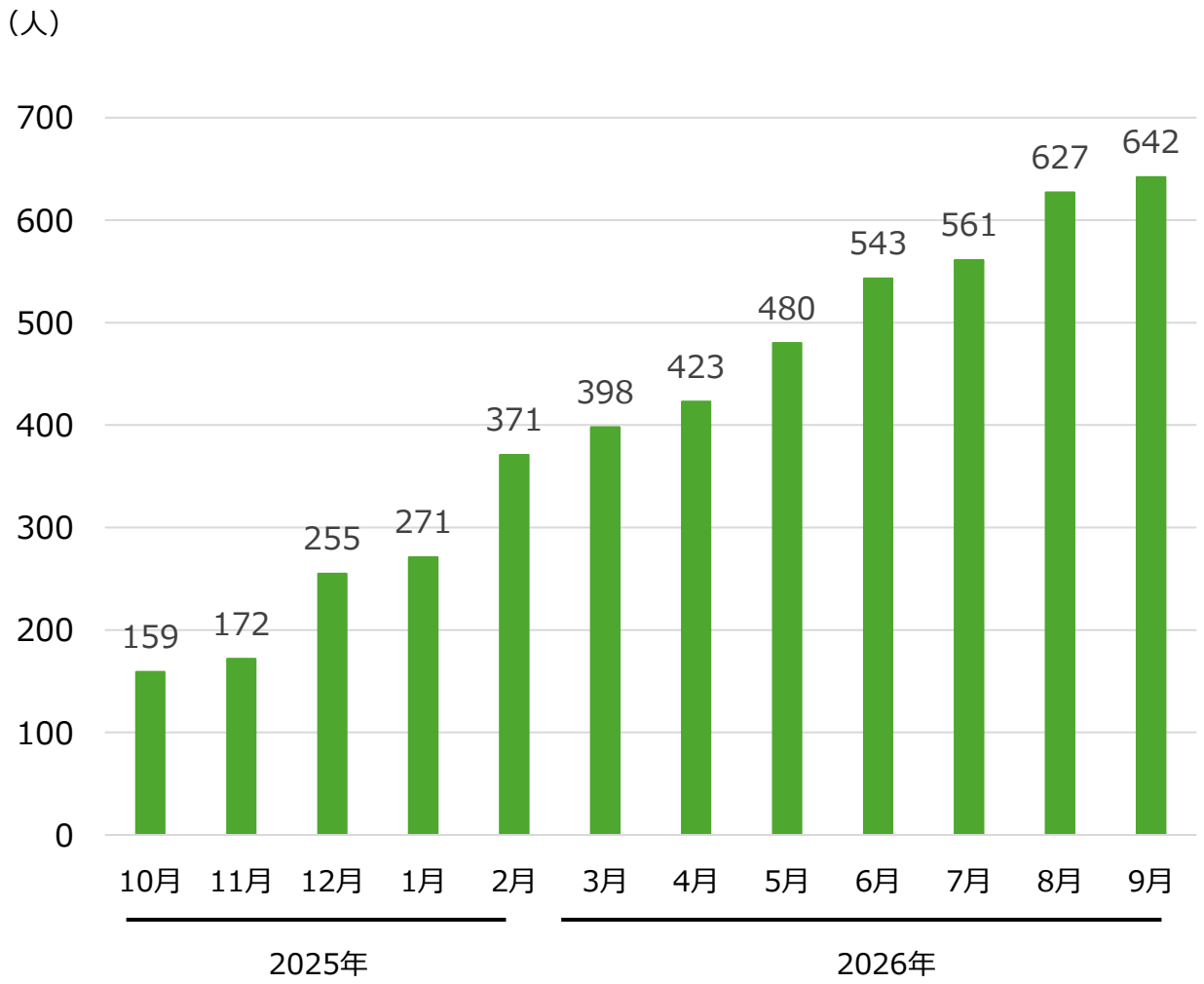
大分県国見町における露地栽培のバジル産地開発に至るまでの取組から、温暖化リスクが高まっている中で、**気候適性を見極めた産地選定とメーカー**と**産地との長期的なパートナーシップ構築**について学ぶ。

「自社製品の求める品質の品種開発と栽培」

生産者や地元農協と共に進める国産もち麦原料開発の取組等を紹介。品種の選定から栽培方法の確立まで、**原料の安定調達に至るまでの生産者との関わり方**について学ぶ。

「産地連携フォーラム」の会員登録状況について

会員登録者数の推移

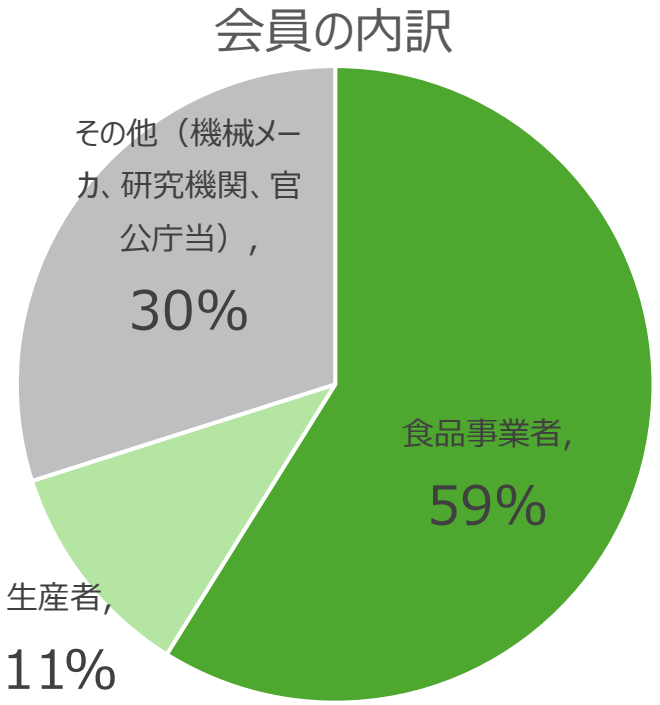


会員登録ユーザー数

642 ユーザー

2026年９月30日現在

会員の内訳



※令和8年９月３０日時点

産地連携の取組事例　（岡本食品株式会社、品目：みかん）

○ 加工用に適したみかん原材料調達への課題を解決するため、静岡県遠州地区の農家との直接の連携体制を構築。

○ 加工用に活用可能なみかんが労働力不足で出荷できていない産地の実情を把握。自社からの人材派遣による収穫作業補助等を実施。

○ 産地との取組により、加工適性の高い加工用原料の調達に関する取組を行ったほか、工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、
従来缶詰用として規格外であったサイズのみかん等を新たに原料として利用可能に。受入れ可能な果実が拡大したことで、産地は出荷量が増加。

岡本食品(株)

□平成中頃より、加工用原材料の調達に課題が発生。
ここ数年、抜本的な対策の検討が必要な状況に。

産地の課題を解決したい生産者と連携し
互いにWINWINとなる取組を模索





（岡本食品での取組）

・工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、
原材料の加工能力、受入れ体制を強化

・これまで缶詰用として規格外であったサイズ等の
みかんを新たに調達





産地の実態に則した提案

缶詰加工用みかんの受け入れ規格の見直し

社員等による収穫作業補助





果実の出荷

加工用原材料への理解

産地

□加工向け果実の大型サイズを搾汁向け、
中小サイズを缶詰向け等に仕向けてきたが、
労働力不足によりサイズ選別等が困難となっていた。

□等級の高い生食用規格みかんだけを収穫、
低品質でも加工用になり得た果実を廃棄、等
収益機会のロスが発生していた。



産地の実情把握
（圃場廃棄みかん）



産地の実情把握
（樹上放置みかん）



社員等による
収獲作業補助

（産地での取組）

・薬剤を減らし低コスト化した加工向け栽培の検討
・圃場廃棄みかん、樹上放置みかん等の活用
・加工適性の高い品種の導入

取組により、出荷できる果実（売上）が増加

缶詰原料用みかんの受入れ増加による原材料調達の安定化と、生産者の収益機会拡大を実現

農林漁業者との安定的な取引関係確立に向けた取組への承認

○　食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能。

第１　安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項　**（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）に関する基本方針より）**

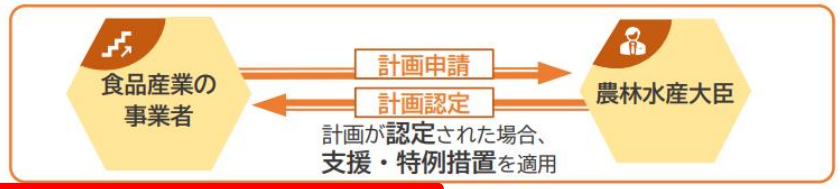
１　意義及び目標

［意義］
①**安定取引関係確立事業活動**　食品等事業者による原材料の安定調達
②**流通合理化事業活動**　食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
③**環境負荷低減事業活動**　サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
④**消費者選択支援事業活動**　食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

［目標］事業活動の取組数　**2030年までに1,000件**　➡「農業・食料関連産業の国内生産額」**2030年までに150兆円**

制度の対象とスキーム

① **食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者**の皆様が対象となります。
② 以下の**4つのうちいずれかの取組を行う計画**が認定対象です。



01　生産者との安定的な取引関係の確立
取組事例
・新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
・農林漁業者への出資

02　流通の合理化
取組事例
・労働生産性向上のための設備の導入
・新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03　環境負荷の低減
取組事例
・食品の製造過程における食品ロスの削減
・食品廃棄物の利活用

04　消費者に選ばれるための情報提供
取組事例
・製品のサスティナビリティ情報の消費者への発信
・食品のコスト構造の見える化

認定による主なメリット

資金調達支援	中小企業者に対する長期・低利の融資
	融資を受ける際の債務保証
税制優遇	中小企業の設備投資に対する税制優遇
	脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	農研機構の所有する研究開発設備の利用

取組事例

- 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用

2-7. 特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み

○　農産加工品及びその原材料たる農産物の**輸入に係る事情の著しい変化**に対処するため、**①経営改善措置・事業提携**、**②調達安定化措置**を行う特定農産加工業者等に対して、**株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）**を講ずるもの。

支援措置の仕組み

経営改善措置・事業提携

農産加工品等の関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響に対処するための取組

調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等に起因する輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりに対処するための取組

計画承認

(株)日本政策金融公庫の**長期低利融資**

事業所税課税標準の特例
（事業提携は対象外）

経営改善措置・事業提携について

概要

・農産加工品等の**関税引下げ**等の輸入事情の著しい変化に対処するため、**1989（平成元）年**に特定農産加工業経営改善臨時措置法を制定（法有効期限５年間）。農産加工業者が行う経営改善措置に対して**金融・税制上の支援を措置。**
・関税引下げ等による影響を踏まえ、これまで５年ごとに有効期限を延長。直近では**2024（令和６）年**に法改正を行い、**2029（令和11）年６月30日まで延長。**

特定農産加工業者

農産加工品の輸入に係る事情の著しい変化の影響を受けている業種（14業種）

①かんきつ果汁　②非かんきつ果汁
③パインアップル缶詰　④こんにゃく粉
⑤トマト加工品　⑥甘しょでん粉
⑦馬鈴しょでん粉　⑧米加工品　⑨麦加工品
⑩砂糖　⑪菓子　⑫乳製品　⑬牛肉調製品
⑭豚肉調製品　の製造事業者

関連農産加工業者

特定農産加工業種と関連性が高い業種（12業種）

①果実加工食品　②こんにゃく製品
③甘しょ加工食品　④馬鈴しょ加工食品
⑤米菓　⑥みそ　⑦しょうゆ　⑧めん
⑨パン　⑩せんべい　⑪冷凍冷蔵食品
⑫食肉調製品　の製造事業者

経営改善措置に関する計画

○新商品・新技術の研究開発又は利用
○事業の転換
○事業の合理化
○特定設備の廃棄

事業提携に関する計画

○生産・保管・販売・新商品・新技術の研究開発の共同化
○合併
○営業の譲渡

都道府県知事の承認

支援措置

㈱日本政策金融公庫の長期低利融資

承認計画の実施のために必要な施設の整備等
・貸付利率2.75～3.80%（令和８年９月18日時点）
・償還期限25年以内、据置期間３年以内

事業所税課税標準の特例

承認計画に従って事業を実施した場合、「事業の用に供する施設」の事業所税の資産割を５年間１／４減額
※事業提携は対象外

計画の承認基準

・当該計画が経営改善措置の実施による**売上高又は経常利益の伸び率の目標**として**年平均１%**を上回る率を定めること（経営改善計画のみ。）
・**地域の農産物の利用の促進**又は地域の農産物の特色を生かした**農産加工品の生産の促進**に資すること。

調達安定化措置について

概要

・国際情勢の変化により、**輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まり**しており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
・これを踏まえ、**2024（令和６）年**の法改正で、**原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）**に対する支援措置を**新たに整備**（有効期限は2029（令和11）年６月30日）。

特定農産加工業者

小麦、大豆又はこれらの一次加工品（小麦粉、煮豆等）を主要な原材料(※)として使用する農産加工業者

【例】
（小麦）めん、菓子、パン、小麦粉　等
（大豆）豆腐、納豆、みそ、しょうゆ　等
の製造事業者

（※）「主要な原材料」の基準
製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品の使用量がおおむね５割を占めること。
合算も可能であり、使用量が当該農産加工品において最大量でない場合も支援対象となる。

→

調達安定化措置に関する計画

・原材料の生産地の変更
・代替原材料の使用
・原材料の効率的な使用
・新商品又は新技術の研究開発又は利用
（上記３つのいずれかと併せて行う取組）
・原材料の保管

→

農林水産大臣の承認

→

支援措置

㈱日本政策金融公庫の長期低利融資

承認計画の実施のために必要な施設の整備等
・貸付利率2.75～3.80%
(令和８年９月18日時点)
・ 償還期限25年以内
・ 据置期間３年以内

事業所税課税標準の特例

承認計画に従って事業を実施した場合、
「事業の用に供する施設」の事業所税の資産割を
５年間１／４減額

計画の承認基準

・**有効性：**計画の内容が、調達が困難となっている**小麦、大豆等の調達の安定化を図る**上で有効なものとなっているか。
（数値目標）〇原材料の生産地の変更又は代替原材料の使用：**生産地の変更率**又は**代替原材料の使用率**が**５%以上**
〇原材料たる指定農産物等の効率的な使用：**削減率**が**１%以上**
〇原材料の保管：**保管容量の増加率**が**５%以上**

・**適切性：**原材料となる農産物について、**生産地との関係性**においてその**調達方法が適切**なものとなっているか。